

京 都 大 学 大 学 院 経 営 管 理 教 育 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 専攻及び課程</p> <p>第1条 本教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>経営管理専攻</p> <p>第2条 経営管理専攻の課程は、<u>専門職学位課程とする。</u></p> <p>第2条の2 2</p> <p>第2 入学 } (略)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>通則第53条の15において準用する通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第4条 入学候補者の決定は、教授会で行う。</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 <u>通則第53条の15において準用する通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学及び転部</p> <p>第5条 <u>通則第53条の15において準用する通則第40条第1項の規定により本教育部に転学又は転部を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第4 授業及び学修方法</p> <p>第6条 <u>科目、その単位数及び授業時間数に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第7条 <u>通則第53条の7第1項の規定により他の研究科等の科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長に願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</u></p> <p>第8条 <u>通則第53条の8第1項から第3項までの規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p>	<p>第1 専攻及び課程</p> <p>第1条 本教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>経営科学専攻</u> <u>経営管理専攻</u></p> <p>第2条 <u>経営科学専攻の課程は博士後期課程、経営管理専攻の課程は専門職学位課程とする。</u></p> <p>第2条の2 2</p> <p>第2 入学 } (同 左)</p> <p>第3条</p> <p>2 <u>通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p>第4条の2 <u>通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学及び転部</p> <p>第5条 <u>通則第40条第1項の規定により本教育部に転学又は転部を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第4 授業、研究指導及び学修方法</p> <p>第6条 <u>科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>2 <u>経営科学専攻における研究指導は、別に定める場合のほか、指導教員が行う。</u></p> <p>3 <u>指導教員の決定は、教授会で行う。</u></p> <p>第7条 <u>通則第44条第1項又は通則第53条の7第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、学年の初めに、教育部長に願い出なければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願い出ることを認めることがある。</u></p> <p>第8条 <u>通則第45条第1項、第2項若しくは第4項又は通則第53条の8第1項から第3項までの規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>2 <u>通則第46条第1項の規定により、他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けようとする者に</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。</p> <p>第9条 次の各号に掲げる科目及び単位数は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目及び単位数として認定することができる。</p> <p>(1) 転学又は転部前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及び単位数の一部又は全部</p> <p>(2) 前2条の規定により履修した科目及び単位数の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第53条の9第1項の規定により本教育部に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部</p> <p>第5 試験</p> <p>第10条 科目の試験は、毎学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することができる。</p> <p>第6 課程修了の認定</p> <p>第11条 通則第53条の12第1項の規定により課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、教授会の定める科目につき42単位以上を修得することとする。</p> <p>第12条 課程の修了の認定は、教授会で行う。</p>	<p>は、前項と同様の要件及び手続により、許可することがある。</p> <p>3 前2項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。</p> <p>第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、教授会の議を経て、それぞれ博士後期課程又は専門職学位課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) 転学又は転部前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第46条の2第1項又は通則第53条の9第1項の規定により本教育部に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部</p> <p>第5 試験</p> <p>第10条 （同 左）</p> <p>第6 論文審査及び課程修了の認定</p> <p>第10条の2 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、教授会の定める科目につき24単位以上を修得することとする。</p> <p>第11条 通則第53条の12第1項の規定により専門職学位課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、教授会の定める科目につき42単位以上を修得することとする。</p> <p>第11条の2 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、教授会で行う。</p> <p>第12条 博士後期課程及び専門職学位課程の修了の認定は、教授会で行う。</p> <p>第12条の2 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。</p> <p>2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試験及び口頭試験により行う。ただし、教授会の議を経て、他の方法によることができる。</p> <p>3 提出論文の審査及び試験は、第11条の2の手続による。</p> <p>第12条の3 本教育部の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、</p>

改 正 前	改 正 後
(後 略)	<p><u>通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、教授会の議を経て、前条第2項の学識確認のための試問を免除することができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>